

遠野市地域密着型サービス事業者募集要項

令和6年4月

1 募集の目的

遠野市は、令和6年度～令和8年度を計画期間とする「第九次遠野市高齢者福祉計画・第9期遠野市介護保険事業計画（ハートフルプラン2024）」に基づき、介護を必要とする高齢者が住みなれた地域でできる限り生活が続けられるよう、地域密着型サービスの基盤整備を推進します。

適正な整備を図ることを目的とし、令和7年度の整備（開所は8年度予定）として、2で示す地域密着型サービスの事業者を今回公募するものです。

2 募集する地域密着型サービスの整備数及び定員

遠野市は、次に掲げる地域密着型サービスの事業者を募集します。

整備年度	地域密着型サービスの種類	箇所数	定員	整備予定地域
令和7年度	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護※1	1箇所	29人以下	市内全域

※1 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

3 応募事業者の資格及び要件

- (1) 応募者は、法人格を有するものであること。
- (2) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項各号に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、遠野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生の手続きをしていないものであること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、事業税、固定資産税並びに住民税を滞納していない者（徴収猶予を受けている場合を除く。）であること。

4 募集する施設の要件

(1) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」及び「遠野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第35号)」で定めるそれぞれの基準を満たすものとします。また、建築基準法、消防法等、関連する法令を遵守するよう留意してください。

(2) 建物は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ①緊急時の避難経路の確保や適切な防火対策がとられていること。
- ②建物の配置及び構造が、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び騒音、煤煙、悪臭、振動等の公害対策について十分考慮されたものであること。

5 土地

整備する土地を借地とする場合、その賃貸借に係る契約期間は事業の安定的、継続的な運営を確保できるよう、10年以上の期間とします。

6 補助金

(1) 介護施設等整備事業費補助金

事業種目	基礎単価	対象経費
地域密着型サービス施設等整備事業	4,480,000円 × 整備床数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費又は工事請負費 ・ 工事事務費 (限度額上記の2.6%)
介護施設開設準備経費等事業	839,000円 × 定員数	開所等に必要な <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む) ・ 報酬、給料、職員手当等、共済費 ・ 役務費 ・ 委託料又は工事請負費

注：補助金の額は予定額であり、確定額ではありません。

(2) 地域が家族いつまでも元気ネットワーク事業補助金

事業種目	補助額	対象経費
施設整備事業	対象経費の2分の1以内 (上限1,000,000円)	・開設に必要な設備及び 備品の整備経費 ・運営費

注：補助金の額は予定額であり、確定額ではありません。

(3) 補助金に関する留意事項

- ①補助金の交付対象は、公募を経て選定された事業者となります。
- ②補助金は、令和7年度の遠野市の予算の範囲内で交付することとなります。
岩手県の「介護施設等整備事業費補助金」を活用するため、不交付になる可能性もあります。あらかじめご了承ください。
- ③補助金の額は、基礎単価で得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります。
- ④建設工事をする際、競争入札を取り入れる等、一定の要件及び手続きが必要となります。
- ⑤補助金の交付決定前に施設整備に着手した場合、補助金を受けられなくなる場合があります。また、令和8年3月31日までに施設整備が完了しない場合、補助金の対象となりません。
- ⑥補助金を受けずに施設整備をすることもできますが、事前の協議が必要です。

7 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等

(1) 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

「遠野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」によるものとします。

なお、防火・防災対策及びこれに係る設備については、遠野消防署と協議し、その指示に従ってください。

(2) 地域密着型サービスの介護報酬単位

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」によるものとします。

8 関係法令等の遵守

応募にあたっては、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防

法等の関係法令を遵守することが必要となりますが、特に建設予定地を開発する際、次に掲げられた手続きを必要とする場合があるため、事前に関係機関に確認してください。

- ①都市計画法に基づく開発許可
- ②農業振興地域の除外
- ③農地法に基づく農地転用

9 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

別紙1に定める提出書類一式 原本1部、副本10部

※提出書類について、全部若しくは一部が添付されていない場合、提出書類に虚偽の記載がある場合又は記載内容に著しい矛盾がある場合は、失格と判定される場合があります。

(2) 提出期間

令和6年6月3日（月）～6月7日（金）

午前8時30分～午後5時15分

(3) 提出先

遠野市健康福祉部健康福祉の里健康長寿課まで提出してください。

※FAX、メール等による提出は、受付いたしません。

(4) 提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ・ ページ番号をつける。（全ての提出書類について通番となるようにする。）
- ・ 書類番号「①～⑨」のインデックスをつける。
- ・ 全体を綴り紐やバインダー等で綴る。
- ・ 原則としてA4版で、A3版の資料はA4サイズに折り込んでください。

10 質問事項

(1) 今回の募集に関する質問は、次に定める質問受付期間内に質問票（参考様式1）に簡潔に記入の上、問い合わせ先まで持参又はFAXにより提出してください。なお、質問受付期間以外の質問、電話など口頭による質問の受付は行いません。

(2) 質問受付期間

令和6年4月22日（月）～5月10日（金）（土日祝日を除く。）

午前 8 時30分～午後 5 時15分

(3) 回答時期及び方法

①時期：令和 6 年 5 月17日（金）

②方法：ホームページ上で公開

11 事業者の選定について

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定については、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（事業者からの事業提案説明及び事業者への聴取り審査）を行い、事業者を選定します。

なお、第二次審査の日時等詳細については、応募事業者に事前に通知します。

その他の詳細な事項については、「遠野市地域密着型サービス事業者選定基準」を参照してください。

(2) 選定結果公表

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により令和 6 年 8 月末までに通知します。

なお、応募状況及び事業者名等は、公表することとします。

(3) その他

①選定の結果、選定基準に満たない等の理由により事業者を決定しない場合があります。

②事業者に決定された後、応募の際提出した事業計画と実際の事業計画の内容が著しく異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合があります。

③事業者は、開設準備が整った時点で、遠野市に介護保険法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者又は同法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請を行ってください。その際、設備及び運営基準を満たしていない等の事実が認められた場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

また、他市町村の地域密着型サービスの指定については、原則として同意しないこととします。に起因

12 スケジュール

年 月 日	内 容
令和 6 年 4 月12日（金）	募集要項公表

令和6年4月22日（月）～5月10日（金）	質問受付期間
令和6年5月17日（金）	質問への回答
令和6年6月3日（月）～同月7日（金）	提案書受付期間
平成6年7月中旬	第一次審査及び第二次審査
令和6年8月下旬	事業者決定
令和6年10月頃	市の次年度予算編成作業
令和6年11月頃 ※	補助協議
令和7年4月頃 ※	補助金交付申請・交付決定
令和7年5月頃 ※	工事着手可能

※ 補助協議以降は未確定のため、例年の施設整備手順による遠野市の予定です。

※ 国・岩手県のスケジュールによっては、変更があり得るため、あらかじめご了承ください。

13 応募に当たっての留意点

(1) 応募及び選定のための費用負担

応募及び選定のために応募事業者が必要となる費用については、全て応募事業者の負担となります。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めません。

(3) 提出書類の取り扱い

市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 応募を辞退する場合

応募受理後に辞退する場合には、応募事業者は辞退届（様式自由）を提出してください。郵送及びFAXによる受付は行いません。

14 問い合わせ先

遠野市健康福祉部健康福祉の里健康長寿課（担当）鈴木

〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵4番地1

TEL：0198-62-5111（内線37）

FAX：0198-62-1599

別紙 1

応募に必要な提出書類一覧

- ①【様式 1】遠野市地域密着型サービス事業者応募申出書
- ②【様式 2】事業計画書
- ③【様式 3】法人の経営状況
- ④【様式 4】開設提案書
- ⑤【様式 5】管理者経歴書
- ⑥【様式 6】従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ⑦【様式 7】協力医療機関一覧
- ⑧【様式 8】資金計画書
- ⑨【様式 9】事業収支計画書
- ⑩【様式10】開設予定地及び建物に関する書類
- ⑤【様式11】誓約書
- ⑥ 建物計画図（平面図・立面図・配置図）
- ⑦ 定款又は寄附行為（最新のもの）
- ⑧ 法人の登記事項証明書〔全部事項証明〕（応募日前 3 か月以内に発行されたもの）
- ⑨ 法人税、事業税、固定資産税等の納税証明書（過去 3 年分）

※【様式 1】～【様式11】については指定様式とし、その他書類の様式については任意様式とします。